

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和四年二月二十五日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 国 吉 一 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

取消年月日

金子 末広

金子末広後援会

三、一二、三一

菅野 義矩

菅野義矩後援会

三、一二、二八

倉岡 正高

くらおか正高後援会

四、一、二五

林 文子

横浜に愛の風を・市民の会

三、一二、三一

毛呂 武史

素心会

四、一、一九